

第10回高知県子ども・子育て支援会議の概要

1 日程及び主な議題

日時：平成29年2月8日（水） 18:00～20:00

場所：高知会館 平安の間

【 議事内容 】

- 教育・保育施設の需給の状況

(幼保支援課)

- 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

(少子対策課、健康対策課、児童家庭課、県民生活・男女共同参画課、幼保支援課、生涯学習課)

2 会議の概要（委員からの主な意見）

(事務局説明) 教育・保育施設の需給の状況

資 料：【資料1】

(補 足)

資料1

※待機児童の状況について、H28/4/1時点では高知市のみで発生。10月には南国市・四万十市・土佐清水市において待機児童が発生している。いずれも0歳児。途中入所による待機児童への対応には市町村でも苦慮している状況。主に保育士の確保が難しいことによる待機児童の発生となっている。

- 質疑なし

(事務局説明) 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

資 料：【資料2】から【資料2-4】

- 厳しい環境にある子どもたちについて、「子どもの貧困」とは経済的なことを指しているのか。社会的要因をどう断ち切っていくつもりか。経済的な状況、家庭的な問題などに目が向きやすいが、そうでないものもある。どう考えているか。(委員)
 - ⇒ 高知県では子どもの貧困対策については「厳しい環境にある子どもたちへの支援」として行っている。経済的に厳しいことに限らず、いじめ・非行・虐待・家族との関係など、様々な「しんどさ」を持っている場合がある。子ども全体への支援と考えている。(児童家庭課)
- 「厳しい環境」というものは特定のものではなく、すべての子どもに関係がある。厳しい環境の連鎖を断ち切るためには何が必要と考えているか。(委員)
 - ⇒ 一般施策として、すべての子どもたちへの支援を行い、経済的なところも含め、特に厳しい子どもたちには特別支援を実施していく。「厳しい環境」の連鎖を断ち切る方法としては、教育で断ち切り、子育て支援・親支援などを行いながら環境

改善を実施する。その中でも、出産期から就学前については、教育という部分を含めて、非常に大切な時期と考えている。今後、特に力をいれていきたい。(児童家庭課)

- 一時保護について、保育園でも対応を行うことがあるが、児童相談所等から保育団体への事前説明がないことについてどう考えているか。「一時保護の中身」についてわからない場合もある。要保護児童対策地域協議会と児童相談所など様々な関係があるかと思うが、どういう取組をしてどういう関係なのか。一時保護の全体的な流れなど報告をしてもらいたい。(保育園に対しても)丁寧な説明をお願いしたい。(委員)

⇒ 児童福祉法で言う「一時保護」は児童相談所が担っている。一時保護所の機能も備わっており、その定員が超過した場合に児童養護施設へ委託を行うことはあるが、保育園等に一時保護の依頼を行うことはない。一時保護の後、地域へ戻るケースも多くあり、その場合、就学前であればできるだけ保育園等に通学してもらい、市町村とともに見守り支援、親支援をお願いする。保育園等が関係者となった場合は、個別対策検討会議などにおいて、支援内容に関する協議、市町村からの説明などを行い、地域での見守り活動を行っている。しかし、現実として説明が十分でない場合もあるかもしれない。市町村・児童相談所による研修や、要保護児童対策地域協議会での研修などもある。まだ不十分なところは、あるかもしれないが、今後、十分に対応していかなければならない。

要保護児童対策地域協議会は、行政のみで子どもへの支援を実施することが厳しいため、関係者間のネットワークを作り、その中で見守っていく仕組みのことで、市町村が設置している。必要に応じて個別検討会を開催する。児童相談所も、個別検討会へ入ることもある。全体的な要保護児童対策地域協議会の活性化を行うため、研修を行っている。特に今年度は、市町村への支援が重要と考え、市町村支援専門監の勤務体制の充実(週4から常勤)や、市町村支援担当チームを配属した担当チームを設置するなど、市町村支援に力を入れている。(児童家庭課)

- 医療的ケアを行う際の一時預かり事業の配置人数等は何名ほどなのかが、制度として見えづらい。病児など含め、非常に利用度が高いと思われるが、保育園等での実施はハードルが高い。医療的ケアに取り組む際にどのような体制が必要か。(委員)

⇒ 医療的ケアの必要な子どもや障がいのある子どもの一時預かりについては、施設での実施は難しいと考えている。一時預かり事業の新制度の中に「居宅訪問型」がある。この事業を訪問看護などの居宅サービス事業者を活用して実施出来ないか、市町村と検討に入っているところである。訪問看護ステーションの活用など、居宅訪問型の一時預かり事業を拡大し、保護者の休息やリフレッシュに役立てればと考えている。医療的ケアの必要な子どもの受け入れについては、厚生労働省の来年度モデル事業では、受け入れ時に看護師を配置した際の補助制度が設けられる予定である。県内では3か所での希望がある。モデル事業のため不安な面もあるが、こうした事業を活用して受入を拡大していきたい。(幼保支援課)

⇒ すべての場所での活用は難しく、看護師の確保が可能なところでしか対応出来ないと考えている。民間の保育園等では実施しているところもある。実施箇所においては衛生的な事業実施をお願いしたい。実施箇所が増えれば、保護者は喜ぶと思う。(委員)

- 利用者支援事業の子育て支援研修による支援員の確保について、昨年度の研修参加者が0名であった理由を確認したい。また、来年度の改善策はどうか。(委員)
 - ⇒ 支援員研修については、平成28年度の開催場所が東京・大阪など遠方であったため、日程の折り合いがつかなかった。平成27年度は岡山、香川での開催であり、比較的近場で参加しやすかったこともある。事前に情報提供を行い、出来るだけ多くの方に参加いただけるようにしていきたい。(少子対策課)
 - ⇒ 高知県内での実施はしないのか。(委員)
 - ⇒ この研修は、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会が主体となって実施している。平成29年度の開催場所については、現時点では把握していない。(少子対策課)
 - ⇒ 現在認定をうけている7名という数字は多いのか、少ないのか。(委員)
 - ⇒ 県内における利用者支援事業の基本型の実施状況は0箇所。今後、研修の受講等を促し、実施に向けた体制整備など、各自治体において取り組んでいただきたいと考えているが、現在、認定者は、高知市、南国市、いの町にしか居ない状況である。認定者数を増やし、取組を広げていくことが必要と考えている。(少子対策課)

- ファミリー・サポート・センター事業について、【資料2-3】の「これまでの取組」に記載されている先進県への視察で、参考になった事例の紹介をお願いしたい。(委員)
 - ⇒ 愛媛県松前町には、県と高知市で視察へ行った。病児預かり事業の実施なども行っていた。非常に参考になったのは、月に一度、学習交流会を開催し、会員同士の情報交換の場を設けている点である。
岡山県総社市では、多くの活動を市のふれあいセンターで実施していた。公的な場所で実施することで、平成27年の活動約6,000件中、約1,000件が自宅利用、残りはふれあいセンター利用となっている。提供会員の自宅へ預けることに不安がある場合も、周囲の目がある公的な施設の活用を行うことで、安心感につながっているのではないかと考える。基本的には1対1での利用、提供会員の自宅での対応となっているが、双方の合意があれば公共施設の活用も可能であるため、その検討も含め、現在、市町村に依頼を行っている。(県民生活・男女共同参画課)

- 資料2の妊婦健診検査で、母子手帳別冊「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」とあるが、どのような内容か知りたい。(委員)
 - ⇒ 市町村で母子健康手帳を配布する際に、同時に配布いただくよう依頼している。健診スケジュール、健診内容、妊娠中の留意点などの各種情報があり、日記、気になる点などの記載ができるようになっている。今年度は、災害時の備えについて、乳児連れや妊娠中の方の準備、室内で気を付けること、連絡先の記載ページなどの項目を追加している。(健康対策課)

- ファミリー・サポート・センター事業における各センターの会員登録数について、高知市は特に提供会員と利用会員の数に差がある。依頼に対応できていない数ほどの程度なのか。(委員)
 - ⇒ 平成28年の対応数は、高知市5,247件、佐川町121件、香南市7件(※事業開始：H28.11月)となっている。高知市は、提供会員が依頼会員の約半数と不足してい

るものの、対応不可となったという報告は受けていない。急な依頼に備え、複数のペアを想定している。複数に声をかけて実施可能となった事例はあるが、全く対応できなかった事例は聞いていない。(県民生活・男女共同参画課)

- 放課後児童クラブの開設時間延長支援事業について、平成 28 年度において開設時間の延長を行った箇所はあるのか。(委員)
 - ⇒ 児童クラブの延長件数については、手元に資料がなく、回答できない。従来から開設時間の延長に対するニーズは高く、高知市においても実施箇所を増やしている。しかし、支援員にも家庭があり、延長の実施により自らの家庭の家事・育児が出来ないという支援員からの話や、シフトをどうするかといった課題もあり、市町村によっては対応が難しい状況。ニーズはあるため、延長の実施を行う市町村への補助や、開設時間の延長への呼びかけを行っている。土曜や週休日の開設時間の延長などのニーズも生まれており、少しでも地域の子育て支援のニーズに対応できるよう、取組を行っている。(生涯学習課)
 - ⇒ 保育園・幼稚園等が延長保育等の対応をしてくれる中、小学校へ進学したとたん、対応が 18 時までとなっており、困っている保護者は多い。(委員)
- 障害福祉施設では「放課後等デイサービス事業」がある。障害児相談支援を行う中で、長期休暇時等は、その確保に非常に苦勞する。利用者の中には、放課後児童クラブの活用が可能と思われる比較的軽度な障害をもつ子どもが、月 28 日などフル利用しているような状況が見える。放課後児童クラブの開設時間の問題などにより、そのような方が多くいることで、療育的ニーズのある重度の子どもが利用できなくなっている実態がある。比較的軽度な方には放課後児童クラブを利用いただいて、重度の療育的ニーズのある方がデイサービスを利用できればと考える。そこに関連して、放課後児童クラブに対して補助だけでなく開設時間の延長についての働きかけを行うことで、延長可能な場所の確保をお願いしたい。市町村には放課後等デイサービス事業の適切な支給決定日数を(申請者に対して)おろしてもらいたい。療育的ニーズによってきちんと日数を確保してもらいたい。(委員)
- 放課後児童クラブの支援員のシフトに関する課題の話があったが、保育の延長保育をするにしても、保育士自身が労働者である。自らの子どもについては、自らの勤める保育所に預けるなどの対応をしているのか。(委員)
 - ⇒ 保育所によって対応は違う。また、短時間だけのパートの方もおり、すべての保育士が延長保育時間帯の勤務というわけではない。(幼保支援課)
 - ⇒ 保育士も同じ労働者であり、短時間のパートさんに助けをもらいながらも、ほぼ全員の職員が延長時間帯の勤務にあたっており、両親などに子どもを預けたりしながら勤務している状況である。保育士にとって課題となっている。(委員)
 - ⇒ 自分も延長保育を活用して勤務してきた。預け先の保育士さんも保護者であることを考えると、常々「うまくいかないものだな」と思っていた。(委員)
 - ⇒ 今は保育士になる人が少なく、先への不安により辞める人も多い。それぞれの事情により、様々な対応がある。保育士は基本 8 時間勤務。チームの中でローテーションを組んで実施している形と思われる。保育士も安心して自分の子どもを育てていける環境づくりが大事である。(委員)
 - ⇒ 保育士がどんどん減っている原因には、自らの子どもをみる事が出来ないこと

などが挙げられる。(早出居残りや延長保育があるため) 保育士は、わが子のために仕事を辞めていきたくなくなっている姿もある。そこになんらかの支援が必要になってくるのではないかと常々思っている。(委員)

⇒ 説明にあたり、放課後児童クラブの支援員の話をしたが、これは理由の一部である。高知市で言うと、箇所数が多く、延長した場合、その分、労働者の確保が必要であること、また、保育士等と比べて身分保障が十分でないことなどがある。また、労働条件についての理由もあると思われ、一斉実施するには人材確保が難しい。自治体により様々な理由があるため、一律の回答が出来ない部分については了承いただきたい。(生涯学習課)

○ 放課後児童クラブの中で障害児・発達障害児のお子さんが利用できるようになれば、と思う。軽度・重度に関係なく、子どもの障害という観点が制度的に抜け落ちているように感じている。保護者の不安感をどう解消していけるか。システム作りが必要と考える。(委員)

⇒ ご助言いただいたことについては、当課としても考えているところである。児童クラブへの補助の中に障害児加算もある。平成21年当時、指導者養成研修を実施する中で最も要望があったのが発達障害の研修であり、毎年支援員向けに児童クラブ・子ども教室で実施してきた経緯もある。現在でも、障害児理解の研修など行っている。県の担当者も特別支援学校から来た教員が担当している。そういった配慮を現在行っている。(生涯学習課)

○ 子ども、大人の両面からの様々な課題について、今日の議題になっていない内容も含めて、今後さらに突き詰めていかないといけない。今後の糸口となる話があったと思う。(委員)

○ 厳しい環境にある子どもたちへの支援について、色々なしんどさを持つ子どもたちの声はどのように拾い上げているのか。(委員)

⇒ 本計画の策定時点では、ひとり親家庭の保護者の声と、県庁各課、各施設等での課題を拾い上げている。県全体での子どもの実態調査が必要と考え、教育委員会の協力により、私立等含めた、高知県下全ての小学1年の保護者、小学5年生・中学2年・高校2年の子どもと保護者を対象に実施し、現在、集計作業中である。詳細な分析結果は来年度となるが、結果をもとに、新たな対応策を検討し、計画の見直しについても考えていく予定である。(児童家庭課)

○ 実態調査の分析結果は、どのような活用を予定しているか。(委員)

⇒ 詳細分析は来年度実施予定で、本年度は新たな事業や大きな見直しにはならないが、来年度以降事業に反映させていきたい。県・教育委員会等関係各課において利用する。また、地域別の課題もあるため、市町村との共有も行う。様々な場所で活用したいと考えている。(児童家庭課)

○ 貧困の連鎖を断ち切るには、教育が必要との話があったが、同様に感じている。保育や認定子ども園などの各要綱、指針などが一本化される形で検討されている。その中で、小学校への接続というものがあり、その接続の仕方については、子どもの視点を持った対応をお願いしたい。子どもたちに様々な体験差・経験差がある中で、丁寧に学校という教育現場の中で支援してあげることが、こういうものを断ち切っ

ていく要素になるのではないかと考える。ぜひ、教育としてそう考えていただき、県下の教育委員会に意見として附していただけたらありがたい。(委員)

- 様々なサービスの充実・発展がよくわかった。しかし、いわゆる4号子ども(家庭で子育てをしている子ども)などについては、この中では見えてこない。ワンオペ育児で非常に厳しい環境で育児をしている場合もある。子ども・子育て支援の中心である「家庭が養育者である」という考え方が、サービスの追及により抜け落ちているのではないかと思う。最も支援が必要であり貧困が多い就学前の子どもたちの家庭に対して、どのような手厚い保護を行っていくか、その趣旨や根幹をどこかで発信してもらいたい。幼稚園・保育所経営を行う中で、制度に振り回されて見失っているのではないかと考えている。ここでは出てこない制度やサービスについても含めて、手厚い福祉と教育により、家庭を基にした社会の構築、社会から家庭へのフィードバックが出来る形をつくり、さらなる充実を図っていただきながら、子ども・子育て支援の根幹について、この場だけでなく、社会に発信してもらいたい(委員)
- 非常に大事な話である。目に見えない、言葉であらわせないところに大事なものがある。その抽象的なものをどうやって具体化していくか、ある意味この会議で話すべき内容だと考える。(委員)
- 内容の整理がしづらいので、説明は小分けにしてもらいたい。説明方法などを考えてもらいたい。(委員)